

病気の子どもや入院している子どもの 教育相談や学習支援等についての相談

「入院中の学習が心配。どのような対応があるかを知りたい。」「病気の子どもへの配慮について知りたい。」「入院した病院にある特別支援学校(病弱)への転校を考えている。」など、病気の子どもや入院している子どもへの対応や支援についての御相談は、下記の機関に御連絡ください。関係する機関が連携し、相談支援や情報提供等を行っています。



市町村教育委員会

学校がある市町村の教育委員会に御連絡ください。

教育事務所

学校がある地区の教育事務所に御連絡ください。

県北教育事務所

所在地:福島市杉妻町2番16号
電話:024-521-2818

県中教育事務所

所在地:郡山市麓山一丁目1番1号
電話:024-935-1485

県南教育事務所

所在地:白河市昭和町269番地
電話:0248-23-1665

会津教育事務所

所在地:会津若松市追手町7番5号
電話:0242-29-5486

南会津教育事務所

所在地:南会津町田島字根小屋甲4277番地の1
電話:0241-62-5255

相双教育事務所

所在地:南相馬市原町区錦町一丁目30番地
電話:0244-26-1314

いわき教育事務所

所在地:いわき市平字梅本15番地
電話:0246-24-6215



特別支援学校(病弱)

県立須賀川支援学校

所在地:須賀川市芦田塚13番地の5
電話:0248-76-2511
隣接する病院:国立病院機構 福島病院

県立須賀川支援学校 医大校

所在地:福島市光が丘1番地
電話:024-548-2541
学校がある病院:県立医科大学附属病院

県立須賀川支援学校 郡山校

所在地:郡山市桜木二丁目21番13号
電話:024-933-4136
隣接する病院:(一財)太田西ノ内病院

県立会津支援学校 竹田校

所在地:会津若松市山鹿町3番27号
電話:0242-28-0640
学校がある病院:(一財)竹田総合病院

福島県特別支援教育センター

所在地:郡山市富田町字上ノ台4番地の1 電話:024-952-6497



本リーフレットは、文部科学省委託事業「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」の一環として作成したものです。

病気の子どもや 入院している子どもの 支援ガイド



須賀川支援学校 医大校 児童作品

本リーフレットは、病気のため日常生活に支援を必要とする子どもや入院している子どもへの支援に関するものです。

福島県教育委員会



病気の子どもの状況



近年、病気入院する子どもの入院期間は短期化の傾向にあります。病気の種類によっては、長期間の入院治療を必要としたり、短期間の入退院を繰り返しながら治療を行ったりするケースもあります。また、退院後も定期的な通院が必要であったり、感染予防や生活管理が必要になったりする場合もあり、それぞれの病気の状態に合わせた対応が求められます。

病気の子どもたちは、自分の病気や体調、治療等についての不安から心理的に不安定になることがあります。入院が長期間にわたる場合には、学校を離れることによる学習の空白、自分が忘れられてしまうのではないかと友人関係への不安、さらに、退院して復学する際にも、喜びだけではなく、学校や学級になじめるだろうかといった大きな不安を抱えている場合もあります。

このような子どもたちを支えるためには、一時的な特別支援学校への転学、病院等への訪問による指導、ICTの活用による学校との交流や遠隔授業の実施、特別支援学校のセンター的機能による支援の活用など、多様な学習の在り方を検討することや、子どもの心身の状態に応じたきめ細やかな配慮等が必要となります。



病気の子どもへの担任や学校としてのかかわり方



病気の子どもたちが安心して学び、支援を受けるためには、次のような対応が求められます。

子どもの不安を理解し、病気の知識を持つ

病気になったときに子どもは、多くの不安とストレスを感じます。発達段階や性格、病気の種類や状態によって異なりますが、子どもの病気に関する知識とともに、心理状態を理解して心のケアを考えていくことが大切です。

あたたかい言葉かけ
やさしい見守り
↓
安心感に包まれます



子どもや保護者と一緒に考える

病気の子どもとその保護者の思いに寄り添い、その思いを共有しながら、支援等について一緒に検討することが必要になります。子どもと保護者の意向、医療機関からの情報を確認しながら、必要な支援を考えていきます。

関係する医療機関や各機関等と連携・協力する

病気の状態や配慮点等については、関係する医療機関に確認することが必要です。学校と医療機関の連携・協力は、子どもと保護者の安心感を高めることにもつながります。また、福祉や教育機関等の各機関との連携・協力も必要に応じて行います。

個人情報の扱いに留意する

病気の子どもの支援を進める上では、担任や学校として得た情報の適切な管理が不可欠です。関係機関等と情報を共有する際には、保護者の了解を得て、必要な情報を必要な範囲内だけに伝えます。



病気の子どもの学びの場



病気の子どもの学びの場は、病気の状態や必要とする支援の内容等に応じて、小・中学校の通常学級や特別支援学級、高等学校、特別支援学校があります。これらの多様な学びの場は連続性のあるものにしていくことが大切です。

福島県内には、次のような学びの場があります。

小・中学校の通常の学級、高等学校

病気の子どもの多くは、健康面や安全面等への配慮・支援を受けながら小・中学校の通常の学級や高等学校で学習しています。また、継続的な治療や特別な配慮・支援が必要な場合でも、学習環境の整備状況等により通常の学級で学ぶことができます。

小・中学校内に設けられた病弱・身体虚弱特別支援学級

多くの場合は、入院はしませんが生活の管理を必要とする子どもが在籍しています。通常の学級とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習とともに、自立活動として健康状態の維持・回復・改善や体力の回復・向上を図るなどの学習もしています。

特別支援学校(病弱)

県内には、病弱教育を行う特別支援学校が4校あります。小・中学校の通常の学級や高等学校とほぼ同様の授業内容、授業時間数による学習を行う学級と、子どもの病気の状態等に応じた授業内容、授業時間数による学習を行う学級があります。それぞれの学級では、自立活動の学習もしています。



〔参考〕 高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の制度化

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育が制度化され、右記の取組が可能となりました。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型^{※1})の制度化
【全ての高等学校・特別支援学校高等部】
- ② オンデマンド型^{※2}教育の特例の創設
【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入
【特別支援学校高等部のみ】



※1 同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式

※2 オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式